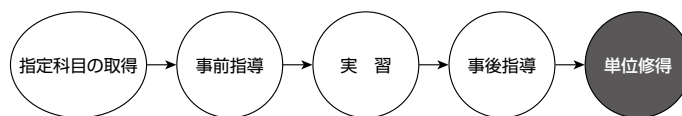


実習について

教育実習、養護実習、保育実習、社会福祉援助技術現場実習、精神保健福祉援助実習、介護実習、看護実習、博物館実習、介護体験実習等の概要についてまとめたものです。各実習の詳細、申込み手続きについては、各実習ごとの「手引き」によりますが、まず自分の該当する実習のアウトラインをつかんでください。

「実習」の流れ



No.	実習の種類	該当する免許・資格	実習期間
1.	幼児教育実習	幼稚園教諭一種・二種	4 週間
2.	初等教育実習	小学校教諭一種・二種	4 週間
3.	中学校教育実習	中学校教諭一種・二種	4 週間
4.	高等学校教育実習	高等学校教諭一種	2 週間
5.	養護実習	養護教諭一種	4 週間
6.	保育実習	保育士資格	[保育実習] を参照
7.	社会福祉援助技術現場実習	社会福祉士受験資格、高等学校教諭一種(福祉)	24日間
8.	精神保健福祉援助実習	精神保健福祉士受験資格	28日間
9.	介護実習	高等学校教諭一種(福祉)	10日間
10.	看護実習	養護教諭一種	6 日間
11.	博物館実習	学芸員資格	2 週間を原則
12.	介護体験実習	小・中免取得者	7 日間

精神保健福祉援助実習（精神保健福祉士受験資格）

本学で精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする方は、「精神保健福祉士法」に規定するところに従い「精神保健福祉援助実習」の単位の修得が必要となります。

この実習の目標は以下の通りです。

- ① 現場体験を通して精神保健福祉士として必要な知識および技術並びに関連知識の理解を深めます。
- ② 精神保健福祉士として必要な知識および技術並びに関連知識を実際に活用し、精神障害者に対する相談援助およびリハビリテーションについて必要な資質・能力・技術を修得します。
- ③ 職業倫理を身につけ、専門職としての自覚に基づいた行動ができるようにします。
- ④ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系だてていくことができる能力を涵養します。
- ⑤ 関連分野の専門職種との連携のあり方を理解します。

社会福祉学科

I 援助実習基礎資格について

「精神保健福祉援助実習」を実施するために下記の要件を充足していることが必要です。

(1) 精神保健福祉士受験資格に必要な学習をしてください。

【1年次入学生】

科目名		単位	要件
専門科目	社会福祉学Ⅰ（含職業指導）	2	単位を修得済みのこと
	社会福祉学Ⅱ	2	
	社会保障論Ⅰ	2	
	社会保障論Ⅱ	2	
	地域福祉論Ⅰ	2	
	医学一般Ⅰ	2	スクーリング受講、レポート提出により単位を修得済みのこと
	医学一般Ⅱ	2	
	精神保健福祉援助の基盤（基礎）	2	
	精神保健福祉援助の基盤（専門）	2	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	4	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	4	
	精神医学	4	左記の4科目から1科目の単位をレポート提出、スクーリング受講により単位を修得済みのこと
	精神保健学	4	
	精神保健福祉論	4	
	精神障害者の生活支援システム	2	

以上28～30単位

上記の他に、全学共通科目10単位以上（聖徳教育を含む）を修得済みであることが必要です。

総計38～40単位以上を修得済みであることが必要です。

【2年次編入生】

上記1年次入学生に準じます。

【3年次編入生】

上記1年次入学生の専門科目の単位数（28～30単位）に準じます。

- (2) 精神保健福祉援助実習事前指導をスクーリングにおいて受講していおいてください。
- (3) 精神保健福祉専門職について意志の強固な方であること。
- (4) 健康でかつ実習施設の正常な相談援助活動を妨げる恐れのない方。
- 実習先によって健康診断書、細菌検査等が必要となりますので各自確認してください。
- ※6頁、実習基礎資格チェックリストがありますので、ご参照ください。

Ⅱ 実習単位数・時間・時期

精神保健福祉援助実習は5単位分の実習を行うことになります。

実習の時間は、実務で28日間以上で、かつ210時間以上が必要です。

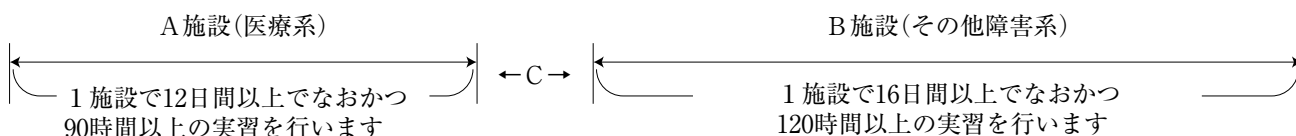
1日における実務実習時間は、原則として8時間としますが、実習施設の勤務体制に準ずるものとします。

※社会福祉士とあわせて取得する場合、実習時間60時間を上限として免除する可能性があります。ただし、「社会福祉援助技術現場実習」を先に終わらせていることが条件となります。

III 実施方法

- (1) 次の方法によります。

5単位を2回にわけて実施します。



- 注 ① A施設での実習終了からB施設での実習開始までの期間Cは任意とします。
 ② 1施設での実習期間は、実習開始日から終了までが28日以内としてください。
 ③ 医療系、その他障害系どちらから実施しても構いません。
 ※医療系… (3) 実習施設の選定「精神保健福祉援助実習適用施設（精神保健福祉士法施行規則）のうち、①、⑤が該当になります。
 その他障害系… (3) 実習施設の選定「精神保健福祉援助実習適用施設（精神保健福祉士法施行規則）のうち、上記以外の施設が該当になります。

- (2) 実習時期・学年

Iの援助実習基礎資格を充足しているとともに、4年次以降を原則とします。

ただし、卒業を予定する方は、下記期限までに実習を完了していなければ、卒業と同時に精神保健福祉士受験資格を取得することはできません。

- ① 3月卒業予定者…………前年12月25日（予定）まで
② 9月 // …………同年 6月30日（予定）まで

- ### (3) 実習施設の選定

援助実習の実施施設は次の適用を受ける施設とします。

精神保健福祉援助実習適用施設（精神保健福祉士法施行規則）

- ① 精神科病院
- ② 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）
- ③ 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）に規定する保健所又は市町村保健センター
- ④ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

- ⑤ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
- ⑥ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神保健福祉センター、障害者自立支援法附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設又は障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設
- ⑦ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ⑧ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ⑨ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ⑩ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ⑪ 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する保護観察所又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ⑫ 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ⑬ 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ⑭ 障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者デイサービスセンター及び知的障害者福祉ホームを除き、精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ⑮ 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

(4) 実習の申込みについて

① 実習施設の確保について

- 1 実習施設は学生各自が確保してください。
- 2 実習施設の確保については、施設に自ら足を運び、実習のお願いをしてください。
その際、施設が前に述べた施設に該当しているかどうかを確認してください。（「WAMNET」等（ワムネット）でも確認してください。※WAMNETとは、独立行政法人福祉医療機構が運営している、福祉・保健・医療の総合情報サイトです）
- 3 実習期間を十分説明し、実習期間、日数に不足が生じないよう依頼してください。

② 実習の手続き

詳細については、実習事前指導で説明しますが、概ね以下の通りです。

申込み…実習施設の内諾が得られたら、大学より配布されている「精神保健福祉援助実習の手引き」の中にあるとじ込みの「精神保健福祉援助実習申込書」及び「学生調査票」「実習連絡票」を作成し、本学へ提出してください。

※課程履修費は、すでに徴収していますが、それを上回る場合は、自己負担とします。

※「精神保健福祉援助実習の手引き」、「実習ノート」は、実習事前指導当日に配布します。

③ 提出期限

実習開始日の3ヵ月前まで（必着）

- 1 実習施設によるオリエンテーション…実習施設の指示により事前打合せを十分行ってください。

2 現在勤務している施設での実習実施については認めますが、次のことに注意してください。

- ・「援助実習」の実施施設に該当していること。
- ・実習期間中は勤務を離れ、本学学生として実習に専念してください。

④ 実習録の提出と返送

- 1 実習終了後、すみやかに施設（実習担当者）に「実習ノート」を提出してください。「実習ノート」はお礼もかねて、直接受け取りに行ってください。「評価表」は、施設から本学に送付されます。
- 2 施設からの「評価表」と「実習ノート」をもとに、事後指導終了後、実習の評価が確定します。

国家試験について

試験は、2日間にわたって実施されます。初日の試験時間は13：30～15：50で6科目（「精神疾患とその治療」・「精神保健の課題と支援」・「精神保健福祉相談援助の基盤」・「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」・「精神保健福祉に関する制度とサービス」・「精神障害者の生活支援システム」、2日目の試験時間は10：00～12：15で11科目（「人体の構造と機能及び疾病」・「心理学理論と心理的支援」・「社会理論と社会システム」・「現代社会と福祉」・「地域福祉の理論と方法」・「福祉行財政と福祉計画」・「社会保障」・「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」・「低所得者に対する支援と生活保護制度」・「保健医療サービス」・「権利擁護と成年後見制度」）となります。

平成25年度の日程について。受験申込書受付期間・9月5日～10月4日、試験日、平成26年1月25日、26日の両日、合格発表は平成26年3月14日となっています。受験手数料は13,250円となっています。

試験地は北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡の各都道府県。

在学学生は、卒業見込み（3月卒業予定者のみ）で受験ができますが、卒業ができなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、この試験は無効となります。また、社会福祉士国家試験も併せて受験する方は、上記の試験地に限り、同時に受験ができます。また、社会福祉士として現に登録を受けている方は、社会福祉士との共通科目（「人体の構造と機能及び疾病」・「心理学理論と心理的支援」・「社会理論と社会システム」・「現代社会と福祉」・「地域福祉の理論と方法」・「福祉行財政と福祉計画」・「社会保障」・「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」・「低所得者に対する支援と生活保護制度」・「保健医療サービス」・「権利擁護と成年後見制度」）の受験が本人の申請により免除されます。

※9月卒業生の受験は翌年の1月になります。

社会福祉学科（平成26年度入学生）

■社会福祉士、精神保健福祉士受験資格

			1 年次入学生		3 年次編入生	
授業科目名		単位	要件	チェック欄	要件	チェック欄
専 門 科 目	共 通	社会福祉学Ⅰ（含職業指導）	すべて修得 (14単位)		すべて修得 (14単位)	
		社会福祉学Ⅱ				
		社会保障論Ⅰ				
		社会保障論Ⅱ				
		地域福祉論Ⅰ				
		医学一般Ⅰ				
		医学一般Ⅱ				
	社 会 福 祉 士	ソーシャルワーク論Ⅰ	修得のこと(8単位)		修得のこと(8単位)	
		ソーシャルワーク論Ⅱ				
		高齢者福祉論Ⅰ	左記の科目より1科目を修得済みのこと。(Ⅰ・Ⅱとも) ※実習施設に関連する科目が望ましい		左記の科目より1科目を修得済みのこと。(Ⅰ・Ⅱとも) ※実習施設に関連する科目が望ましい	
		高齢者福祉論Ⅱ				
		障害福祉論Ⅰ				
		障害福祉論Ⅱ				
		児童福祉学Ⅰ				
		児童福祉学Ⅱ				
		就労支援論				
		更正保護制度論				
	精 神 保 健 福 祉 士	精神保健福祉援助の基盤（基礎）	すべて修得 (12単位)		すべて修得 (12単位)	
		精神保健福祉援助の基盤（専門）				
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ				
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ				
		精神医学	1 科目以上 修得		1 科目以上 修得	
		精神保健学				
		精神保健福祉論				
		精神障害者の生活支援システム				
	全 学 共 通 科 目	言語と文化Ⅰ	10単位以上 ※聖徳教育を含む			
		言語と文化Ⅱ				
		日本国憲法				
		自然と数理Ⅰ				
		女性と子どもⅠ				
		女性と子どもⅡ				
		生活の科学Ⅰ				
		生活の科学Ⅱ				
		英語				
		体育				
		情報活用				
		聖徳教育				

・社会福祉士は「社会福祉援助技術演習」をスクーリングで受講していることが望ましい。